

教育の広場



やる気と笑顔にあふれる
志賀小学校

ー前に進む力強さと、
友への優しさを育んでー

「運動会」の取組かご

6月3日（土）、「仲間と共に勝利の道を切り開け！」のテーマの下、第39回志賀小学校運動会が行われました。前日の暴風の影響で準備も十分にできずに心配されましたが、当日は朝から青空が広がり、テントなどの準備もたくさんの保護者の方にお手伝いいただき、時間通りに開会することができました。

志賀小学校では全校児童を24の縦割り班に分け、それを赤組、白組に編成して、赤白対抗で競技を行います。この日に向けて、子どもたちは4月から準備や練習をしてきました。6年生の応援団長を中心に4年生から6年生で応援団が結成され、業間休みや昼休みなどを使って応援の方法や応援合戦で披露する内容を考え、練習に励んでいました。また、全体練習の時には赤白対抗種目の「たてわり対抗リレー」や「全校つなひき」なども全力で練習していました。中でも赤白全員で

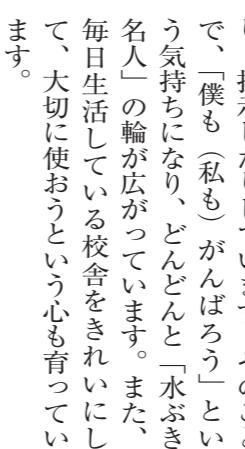
当日はどの学年も、どの演技や競技も練習の成果が十分に發揮され、とてもすばらしい運動会になりました。閉会式では勝敗はついたものの、子どもたちの表情には、精一杯やることができた達成感に満ちあふれていました。それぞの団長からは「下級生に休み時間を使って、応えんのやり方を教えました。少しずつみんなの心が一つになり、優勝することができます」という感想があり、この運動会を通して、仲間とともに一生懸命取り組むことができた達成感と充実感を得ることができたのではないかと思います。



清掃活動「床の水拭き」の取組から

本校も開校から38年が経ち、その間、在校生が「いつまでもきれいな志賀小」と、毎日の清掃活動に取り組んできました。そこで、「さらに美しい学び舎に」と考え、生徒指導主任の提案で、全校での水拭きに取り組んでいくことになりました。

まずは、昨年度1月に「水ぶき名人朝会」を行いました。日常の清掃において6年生がたいへん上手に、丁寧に



今後も、毎日の清掃活動「水拭き」を丁寧に行いながら、40年近い伝統ある志賀小学校をいつまでも大切に守っていきたいと思います。



「らんらんフィット」のご案内

初回に、歩く・立つなどの日常生活に重要な動作についての簡単な体力測定を行い、その結果を基に、個別のトレーニングメニューをお渡しします。

メニユーはご自宅やご友人との集まりで取り組んでいただきます。週1回「らんらんフィット」に参加し、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）の指導のもと、トレーニング方法や運動の効果を確認していただく教室です。

・トレーニング 指導
・嵐丸くん体操

11回目 12回目 結果報告

対象
①身の回りのことがご自身で行える方（介護度は問いません）
②この教室に初めて参加される方

定員…15名（先着順）
費用…300円

（初回参加時）
（ファイル・プリン

ト代）
持ち物…動きやすい服（ズボン）、運動靴、タオル2枚、飲み物

申込先・問合せ…
武藏嵐山病院
通所リハビリテーション
☎ 62-17329

新規参加者を募集します。

みんなで嵐丸くん体操

「らんらんフィット」の様子

問合せ 嶺山町地域包括支援センター（役場 長寿生きがい課内）

期間…平成30年1月～3月（全12回）

日時…毎週土曜日
14時集合～16時（祝日を除く）

会場…武藏嵐山病院
通所リハビリテーション

内容…1回目 体力測定
2回目～10回目
・体と頭の体操

支え合いマップとは

地震等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「支え合いマップ」は、行政区（区長）、民生委員及び自主防災組織が適正に

保管しています。

支え合いマップを有効活用するには

この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報更新していくことが重要です。

そこで、次の①、②に該当する方は「要援護者カード」の提出にご協力ください。

①すでに登録されている方
以前に提出された「要援護者カード」の内容に変更がある場合は、行政区へ連絡又はカードを再度提出してください。また、必要に応じて地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

②新たに登録したい方
次に「対象者」に該当し、過去に「要援護者カード」を未提出の場合、カードに必要な事項を記入して区長へ提出してください。（区の事情により、提出先が民生委員等の場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。）

「支え合いマップ（災害時等要援護者情報台帳）」の更新を行っています

支え合いマップとは

地域等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有することで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるコミュニティづくりを目指すために作成しています。町が作成した「